



串間市立図書館 ☎ 72-1177 ●開館＝午前10時～午後6時 ●休館日＝毎週月曜日 http://www.kushima-lib.jp/
<<各自治会・施設・団体を対象にした移動図書館の巡回先を募集中>>
移動図書館車で巡回し、その場で本を選んでいただき、本の貸し出しや返却を行います。土日可。

◆◆◆ 今月の新刊 PICK UP ◆◆◆



「東京零年」 赤川次郎 著

昔殺されたはずの男・湯浅道男が生きていることを知った重紀と健司は、事件の真相を解明するために動き出す。しかし、待ち受けていたのは抗いようのない公権力の壁だった…。



「埋火 第87号」

埋火第87号が発行されました。詩・短歌・俳句・随筆・小説などの17作品が掲載されています。今号も力作が揃いましたので、ぜひ手に取ってご覧ください。



「防災特集」 今月のテーマ展示

9月は防災月間です。自然災害は地震、台風、火山などさまざまなものがあります。特に9月は台風上陸数も多く、自然災害に対する注意が必要です。この機会に日常の防災について考えてみてはどうでしょう。

◆◆◆ その他の新刊 ◆◆◆

- 砂の街路図 (佐々木 謙)
スカラムーシュ・ムーン (海堂 尊)
武士道ジェネレーション (誉田 哲也)
為吉 (宇江佐 真理)
悲素 (帯木 蓬生)
血の甲旗 (藤田 宜永)
富士山噴火 (高嶋 哲夫)
王とサーカス (米沢 穂信)
アンフェアな国 (秦 建日子)

- 啼かない鳥は空に溺れる (唯川 恵)
三匹の犬と眠る夜 (落合 恵子)
プロフェッション (今野 敏)
水曜日の凱歌 (乃南 アサ)
夏の裁断 (島本 理生)
なきむし姫 (重松 清)
仙台ぐらし (伊坂 幸太郎)
被爆者・続 (会田 法行)
びっくりおおかみ (佐々木 マキ)

不要になった古本を募集します
今年のとしょかんまつりは11月1日です。図書館では交換市場に出す本・雑誌・まんが・児童書など、ご家庭で不要になった古本を募集しています。必要な方には図書館車での回収も行いますので、お気軽にご相談ください。

交流員レポート
第10代国際交流員
ジョンの日本体験記
今月の表現 This month's expression
遊ぶ Hang out
今度一緒に遊ぼう! Let's hang out sometime!

はじめまして、ジョン・ケリーです。前任のアレックスさんの代わりに7月から国際交流員として串間市で働くことになりました。
今回は初めての交流員レポートなので、自己紹介をします。私はアレックスさんと同じアメリカのインディアナ州出身です。串間より人口が少ないマートインビルという町で育ったので、串間に住むのはインディアナ州みたいで快適だと思います。
日本ではどこに行っても、誰と話してもいつもこの質問を聞かれます。「どうして日本に来ましたか?」なかなか難しい質問ですね。初めて日本語を勉強したのは大学2年生のときでした。日本語を勉強するきっかけは若い時に僕の父が夢中になって戦争映画を観ていたことです。それから日本に興味を持つようになった。



市役所にどんどん慣れてきた私



今月のページ
・記事の余談
・連絡先など

年金

第1号被保険者(自営業・学生など)のための独自給付

第1号被保険者の遺族給付である遺族基礎年金は、子(18歳未満の子または1〜2級の障がいの状態にある20歳未満の子)または子のある配偶者しか受給できません。そこで、次の二つの独自の給付があります。
◎寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、何の年金も受けないで亡くなった場合、10年以上婚姻関係(事実婚も含む)のあった妻が60歳から65歳になるまで支給されます。
◎死亡一時金
3年(36月)以上第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の保険料を納付(一部納付済も含む)した人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その

遺族が遺族基礎年金を受けられない場合には、生計を同一にしていた遺族が受けられます。
受けとる人の順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
※死亡一時金を受ける権利は、2年間で時効となりますのでご注意ください。
ださい。

付加年金について

将来の生活設計にあわせて年金額をより高いものにしたいため、定額保険料に乗せて付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給す

る時に上乗せの付加年金を受けることができます。
付加保険料 月額400円
付加年金額 月額200円×納付月数
※老齢基礎年金の繰上げまたは繰下げ支給を受けた場合は、付加年金額も老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額された額になります。

●問い合わせ先
市民生活課市民係
☎内線225・226
都城市民事務所
☎0986-2312571

狂犬病 予防注射

平成27年度第2回目 畜犬登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法では、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。都合の良い場所や時間に合わせて必ず受けさせてください。犬の体調が悪かったり、妊娠している場合の注射は避け、後日の体調が良いときに、動物病院で接種して

いただくようお願いいたします。
犬の登録申請をしない、または犬に予防注射を受けさせない、などの場合は20万円以下の罰金が設けられています(狂犬病予防法第27条)。

料金

- 登録するとき 3,000円
(1頭の料金で一生に一度の登録料)
○注射をするとき 3,000円
(1頭で、年1回の注射料)

問い合わせ先

市民生活課生活環境係
☎内線252

日程表
日付 時 間 会場(会場の場所)
9月9日(水) 9:00~9:20 揚原公民館(揚原)
9:35~9:50 串間市役所 大東支所(上新町)
10:10~10:30 上町公民館(上町)
10:40~10:55 串間市市民総合体育館下駐車場(西小路)
11:10~11:30 今町公民館(東今町)
13:30~13:45 市木中央公民館(中福良)
14:35~14:50 都井基幹集落センター 駐車場(迫)
15:05~15:20 串間市役所 本城支所(上平)
9月10日(木) 9:00~9:15 有明児童公園(有明2区)
9:30~9:50 寺里 坂元石油店うら(寺里)
10:00~10:20 泉町市民駐車場(泉町)
10:35~10:50 農村環境改善センター(屋治)